

愛がん動物用飼料の 表示に関する基準案

平成20年12月24日

環境省

農林水産省

目 次

1. 基本的な留意事項
2. 表示を義務化する事項
3. ペットフードにおける表示の全体像
4. 原産国名
5. 賞味期限
6. 原材料名
 - (1) 添加物以外の原材料
 - (2) 添加物
7. その他の表示事項
8. 表示可能面積が小さい場合における表示の省略

1. 基本的な留意事項

表示の検討に当たっては、以下に留意

1. ペットフード安全法は、ペットフードの安全確保を目的としており、表示項目についても安全確保の観点から必要な情報であること
2. 消費者にとってなるべくわかりやすく、かつ、事業者にとって unnecessary コストアップを強いるものではないこと
3. ペットフードの表示に関しては、「不当景品類及び不当表示防止法」(景表法)に基づく公正競争規約がルールとして既に機能しており、この規約との関係に十分注意すること

2. 表示を義務化する事項

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、ペットフード安全法により、以下の5つの事項については表示を義務化

- ① 名称
- ② 原産国名
- ③ 賞味期限
- ④ 事業者名及び住所・所在地
- ⑤ 原材料名

3. ペットフードにおける表示の全体像

ペットフード安全法により表示が義務化される事項と公正競争規約により表示される事項を合わせると、以下の事項が表示される

- ①名称
- ②賞味期限
- ③事業者名及び住所・所在地
- ④原産国名
- ⑤原材料名
- ⑥目的（例：成犬用総合栄養食）
- ⑦内容量（例：2 kg）
- ⑧給与方法
- ⑨成分（粗たん白質〇%、粗脂肪〇%、粗繊維〇%等）

ペットフード安全法
により義務化

公正競争規約
により表示

4. 原産国名

1. ペットフードの製造工程のうち、最終加工工程を完了した国を「原産国」として記載
2. 以下の行為は、最終加工工程に該当しない
 - ① 商品にラベルを付け、その他の表示をすること
 - ② 商品を容器に詰めたり包装したりすること
 - ③ 商品を単に詰合せたり組合せたりすること
3. 原産国が日本の場合は、「国産」と表示することも可能

5. 賞味期限

1. 公正競争規約では、「賞味期限※」又は「製造年月＋賞味期間」を表示
2. ペットフード安全法では、ペットフードにおける表示の実態などを考慮し、「賞味期限」の表示のみを義務化
3. 賞味期限の設定方法に関しては、専門家等の意見を聴いた上で、目安となるものを通知等で示す予定

※公正競争規約における「賞味期限」:

当該ペットフードが未開封のまま指示された保存状態に置かれた場合に、製品の栄養及び食味を保証し得る期間として、個々の製造者により設定される期限

6. 原材料名

1. 公正競争規約では、「主な原材料は使用量の多い順に表示し、その重量の合計が80%以上とならなければならない」と規定
2. ペットフード安全法では、原則として使用した原材料をすべて記載
3. 実行可能性を考慮し、分類名による表示も認める(公正競争規約でも認められている)
4. 事業者が分類名によって表示する際の分類については、通知等で示す予定
5. 原材料の記載順序は、ペットフード安全法では規制しないが、公正競争規約に従って多い順に記載

6-(1) 添加物以外の原材料

添加物以外の原材料については、下記のとおり表示

1. 穀類、魚類等の分類名、又はとうもろこし、マグロ等の個別名で記載する

【表示例】①穀類、魚類 ②小麦、マグロ、とうもろこし

2. 分類名と個別名を併記する場合、分類名の次に括弧を付して、当該原材料の個別名を記載できる

【表示例】穀類(小麦、とうもろこし)、肉類(ビーフ)

3. 括弧内については、原材料の調達事情や栄養調整により、一時的に変更される可能性のある原材料について「他」、「等」と記載する

【表示例】穀類(小麦、とうもろこし、他)

6-(2) 添加物

1. ペットフードの添加物は、公正競争規約では「ペットフードの製造過程において又はペットフードの加工もしくは保存の目的でペットフードに添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」と規定
2. ペットフード安全法でも、原則として使用した添加物をすべて記載
3. 加工助剤やキャリーオーバーについては、ペットフード中に含まれる量が少なく、ペットフードそのものに影響を及ぼさない場合は、公正競争規約と同様に、原材料とは見なさない
4. 甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤及び発色剤の目的で使用する場合は、公正競争規約と同様に、用途名も併記

7. その他の表示事項

【名称】

犬用又は猫用であることがわかるような一般的な名称を記載

【表示例】ドッグフード、猫用おやつ

【事業者名及び住所・所在地】

事業者名については、事業者の種別と名称を表示

事業者の種別については、「製造業者」、「輸入業者」の表示とともに、公正競争規約で認められている「販売業者」の表示も可能

8. 表示可能面積が小さい場合における表示の省略

公正競争規約と同様に、内容量が100g以下の缶詰容器、又は表示可能面積が120cm²以下の場合、表示すべき栄養強化剤について、個別名を省略し、分類名（ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類）で表示することも可能

【栄養強化剤】

分類	個別名
ビタミン類	L-アスコルビン酸（ビタミンC）、ビタミンE、ビタミンB ₁ 等
ミネラル類	リン酸カルシウム、硫酸第一鉄等
アミノ酸類	タウリン、DL-メチオニン等